

疾 第 4 9 0 号
令和6年9月13日

(公社) 岡山県医師会長 様

岡山県保健医療部疾病感染症対策課長

改正感染症法に基づく医療措置協定の締結内容について
（「医療人材派遣」の増員依頼）

平素より、本県の保健医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、感染症法に基づく新興感染症発生・まん延時の医療提供体制確保のための医療措置協定については、現在までに680の病院及び診療所と締結を完了しております。

「医療人材派遣」の項目については、事前調査の結果を元に県全体の目標数値を定めておりますが、医師92人に対して53人（39人不足）、看護師154人に対して97人（57人不足）、その他（感染管理専門家等）41人に対し23人（18人不足）となっており、現時点で目標数値に達しておりません。

このため、次のとおり、目標達成に向け県内医療機関へ増員の依頼を送付しますので、御了知の上、会員への周知に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 依頼内容 改正感染症法に基づく医療措置協定について（「医療人材派遣」の増員依頼）（依頼文は別紙のとおり）
- 2 依頼対象 病院・診療所のうち、「医療人材派遣」の人数が、令和5年7月5日付け健第492号で依頼した事前調査の回答に対して、医療措置協定で減少している医療機関
- 3 医療人材派遣について
 - ・「医療人材派遣」の協定を締結した場合、新興感染症の発生・まん延時に、県から人材派遣を要請することがありますが、要請時点での医療機関の状況等を考慮し、要請を受けるか判断していただけます。
 - ・内訳として、DMAT や災害支援ナースの記載がありますが、特別な研修等を受けていなくても、医療人材派遣の協定締結が可能です。
- 4 その他 増員に御協力いただけた場合には、後日、医療人材派遣の項目を修正した新たな協定書を送付します。

岡山県保健医療部疾病感染症対策課
感染症対策班 祇園、永宗
TEL: 086-226-7331 FAX: 086-226-7958